本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0054_改 0
提出年月日	2020年11月10日

基本設計方針に関する説明資料

【第71条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年11月

東北電力株式会社

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

2

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版) 4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 記載方針の相違 4.7 重大事故等の収束に必要となる水源 設計の差異 (女川 2 号の使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設 備は、水源として代替淡水源のみ使用する。) <柏崎刈羽7号との比較> 記載方針の相違 (女川2号では,使用済燃料貯蔵槽冷却浄化 設備の SA 設備が使用する水源を、本施設に おいて記載している。柏崎7号では、水源は すべて原子炉冷却系統施設のみにおいて整 理。) 表現の相違 代替淡水源として淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水 設備名称の相違 槽(No.2)を設ける設計とする。 【71条2】 設計の差異 (東海第二は、代替淡水貯槽又は西側淡水貯 水設備のいずれかを重大事故等の対応に使 用する場合は、もう一方を代替淡水源として また, 淡水が枯渇した場合に, 海を水源として利用 使用することとなっている。なお,女川2号 できる設計とする。 は代替淡水源として,淡水貯水槽(No.1)及 び淡水貯水槽 (No. 2) の 2 種類を設置する。) 【71条3】 設計の差異 (使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備では,代替 淡水源のみを使用する。) 設計の差異 (重大事故等時に使用する水源として、女川 2号は3水源を設置し、東海第二の当該水源

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

 \mathcal{C}

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

東海第二発電所 女川原子力発雷所第2号機 備考 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版) に相当する設備はない。) 代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水 設備名称の相違 槽(No. 2)は、想定される重大事故等時において、使用 設計の差異 済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故 (燃料プール代替注水系,燃料プールスプレ 対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プ イ系では、代替淡水源を直接水源として使用 ール代替注水系(常設配管),燃料プール代替注水系(可 する。) 搬型),燃料プールスプレイ系(常設配管)及び燃料プ ールスプレイ系 (可搬型) の水源として使用できる設 計とする。 【71条9】 記載方針の相違 海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯 渇した場合に、使用済燃料プールの冷却又は注水に使 (要目表の構成に合わせ、代替水源移送系 用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代 (水の移送に使用する設備) については、原 替手段である燃料プール代替注水系(常設配管),燃料 子炉冷却系統施設の基本設計方針「5.10 水 源、代替水源移送系」に記載する。) プール代替注水系(可搬型),燃料プールスプレイ系(常 設配管)及び燃料プールスプレイ系(可搬型)の水源 設備名称の相違 として, 更に, 放水設備(大気への拡散抑制設備)の水 表現の相違 源として利用できる設計とする。 【71条10】 <柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎7号では、海水の取水に大容量送水車 (海水取水用)と可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を連結して使用するが、女川2号は大 容量送水ポンプ(タイプI)1台で注水・補 給が可能。なお,女川2号では大容量送水ポ ンプ(タイプ I)を、各注水系統又は代替水 源移送系の設備として整理している。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	【核燃料物質の取扱施設及び 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			記載方針の相違 (要目表の構成に合わせ,女川2号では代権 水源移送系については原子炉冷却系統施設 「5.10 水源,代替水源移送系」において記載しており,記載位置が相違している。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		7	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	」	女川原子力発電所第2号機	備考
		4. 残留熱除去設備 4.4 重大事故等の収束に必要となる水源	記載方針の相違
		設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な水の量を供給するために必要な重大事故等対処設備として、サプレッションチェンバを重大事故等の収束に必要となる水源として設ける設計とする。 【71条1】	表現の相違 (設置(変更)許可の記載を踏襲している。) 設計の差異 (東海第二は,代替淡水貯槽又は西側淡水貯 水設備のいずれかを重大事故等の対応に使 用する場合は,もう一方を代替淡水源として 使用することとなっている。なお,女川2号 は代替淡水源として,淡水貯水槽 (No.1)及 び淡水貯水槽 (No.2)の2種類を設置する。) 設備名称の相違
		また,これら重大事故等の収束に必要となる水源とは別に,代替淡水源として淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を設ける設計とする。 【71条2】	設備名称の相違 <柏崎刈羽7号との比較> 記載方針の相違 (女川2号では、残留熱除去設備のSA設備 が使用する水源を、本設備区分において記載 している。柏崎7号では、水源はすべて「5.5 水の供給設備」のみに整理。)
			設計の差異 (東海第二は、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備のいずれかを重大事故等の対応に使用する場合は、もう一方を代替淡水源として使用することとなっている。なお、女川2号は代替淡水源として、淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)の2種類を設置する。)
			設計の差異 (女川2号の残留熱除去設備は,代替淡水源 及びサプレッションチェンバのみを使用す る。)
		サプレッションチェンバ(容量 2800㎡, 個数 1)は、 想定される重大事故等時において、 <mark>重大事故等対処設</mark>	設備名称の相違設計の差異

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの (比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別頂目) の基本設計方針)

		固別項目)の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		備(設計基準拡張)である残留熱除去系(格納容器ス	(サプレッションチェンバ保有水量の
		プレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッショ	違。)
		ンプール水冷却モード)の水源として使用できる設計	表現の相違
		とする。	モード名称の相違
		【71条7】	
		代替淡水源である淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水	製備を新の相違
		槽 (No. 2) は、想定される重大事故等時において、原子	以畑石がソバロ廷
		情(No. 2) は、恋足される重人争成寺時において、原丁 炉格納容器フィルタベント系への水補給の水源として	設計の差異
		使用できる設計とする。	(東海第二は,代替淡水貯槽又は西側淡
		【71条9】	水設備のいずれかを重大事故等の対応
		[11 未 9]	用する場合は、もう一方を代替淡水源と
			使用することとなっている。なお,女川
			は代替淡水源として,淡水貯水槽 (No.1
			び淡水貯水槽 (No. 2) の 2 種類を設置す
			表現の相違
			20元の行達
			設計の差異
			(女川2号の残留熱除去設備は,代替淡
			及びサプレッションチェンバのみを使
			3.)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	(原士炉行却杀杭施設(個別 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
((少つ)/ (口剛 / (1) / (1) / (1) / (2) / (2) / (1) / (3) (1) / (3) (1) / (4) (1) (1) / (4) (1) / (4) (1) / (4) (1) / (4) (1) / (4) (1) / (4) (1) (1) / (4) (1) / (4) (1) / (4) (1) / (4) (1) / (4) (1) / (4) (1) (1) / (4) (1) / (4) (1) / (4) (1) (1) / (4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	不停力—光 电月	タ川が 1 月光 电月 分 4 存成	記載方針の相違 (要目表の構成に合わせ,女川2号では代替 水源移送系(水の移送に使用する設備)につ いては「5.10 水源,代替水源移送系」にお いて記載しており,記載位置が相違してい る。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

	(原子炉冷却系統施設(
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	
		5.10 水源,代替水源移送系	設備名称の相違
		5.10.1 重大事故等の収束に必要となる水源	記載方針の相違
		設計基準事故の収束に必要な水源とは別に, 重大事	
		故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を	
		確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計	表現の相違
		基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重	
		大事故等の収束に必要となる十分な水の量を供給する	
		ために必要な重大事故等対処設備として、復水貯蔵タ	設備構成の差異
		ンク、サプレッションチェンバ及びほう酸水注入系貯	
		蔵タンクを重大事故等の収束に必要となる水源として	水源設置し、復水貯蔵タンクは耐震性・耐水源設置し、復水貯蔵タンクは耐震性・耐水源の大阪でいるようにある。
		設ける設計とする。	波性が確保されているため重大事故等が
		【71条1】	設備と位置づけている。東海第二は重大事
		ナキーとおと手上声も炊の田士にN声しムフムをし	等対処設備として4水源を設置しており
		また、これら重大事故等の収束に必要となる水源と	替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備のい
		は別に,代替淡水源として淡水貯水槽 (No. 1)及び淡水貯水槽 (No. 2)を設ける設計とする。	かを重大事故等の対応に使用する場合は う一方を代替淡水源として使用するこ
			カーカを代替欲水源として使用することなっている。)
		【71 朱 2】	設備名称の相違
		また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用	
		できる設計とする。	
		【71条3】	
		,	

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版) 復水貯蔵タンクは、想定される重大事故等時におい 設計の差異 て、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故 (女川 2 号は既設の復水貯蔵タンクを重大 対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧代 事故等対処設備として使用する。東海第二 替注水系, 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ) は, 重大事故等対処設備として代替淡水貯槽 及び低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポン を新設する。また、本水源を使用する系統が プ) 並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)であ 相違している。) る原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源 設備名称の相違 として使用できる設計とする。 表現の相違 【71条6】 (女川 2 号では設備分類として設計基準拡 張を設けているが、東海第二は同分類を設け ず重大事故等対処設備として整理している。 なお、設備分類の相違であり、東海第二と実 質的な違いはない。) 設計の差異 (東海第二は敷地に溯上する津波の影響を 考慮した西側淡水貯蔵設備を施設してい **ろ**。) サプレッションチェンバ (容量 2800m³, 個数 1) は、 設備名称の相違 想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器へ 設計の差異 の注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失し (サプレッションプール水容量の相違。ま た場合の代替手段である代替循環冷却系並びに重大事 た, 重大事故等時にサプレッションチェンバ 故等対処設備(設計基準拡張)である高圧炉心スプレ を水源として使用する系統の相違。) イ系、低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注 表現上の差異 水モード)の水源として使用できる設計とする。 (女川 2 号では設備分類として設計基準拡 【71条7】 張を設けているが、東海第二は同分類を設け ず重大事故等対処設備として整理している。 なお, 設備分類の相違であり, 東海第二と実 質的な違いはない。) モード名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		ほう酸水注入系貯蔵タンクは、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段であるほう酸水注入系の水源として使用できる設計とする。 【71条8】	設備名称の相違
		代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)は、想定される重大事故等時において、復水貯蔵タンクへ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型)の水源として使用できる設計とする。 【71条9】	設備構成の差異 (東海第二は、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備のいずれかを重大事故等の対応に使用する場合は、もう一方を代替淡水源として使用することとなっている。なお、女川2号は代替淡水源として、淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)の2種類を設置する。)
		海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合に、 <mark>復水貯蔵タンク</mark> へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型)の水源として利用できる設計とする。 【71条10】	設備構成の差異 (女川 2 号では重大事故等対処設備として 復水貯蔵タンクを使用する。東海第二は海水 を供給する重大事故対処設備を 2 つ設けて おり、そのうち西側淡水貯槽については、敷 地に遡上する津波の影響を考慮し、代替淡水 貯槽が使用できない場合に使用する。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針) 女川原子力発電所第2号機 東海第二発電所 備考 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版) <柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎7号では,海水の取水に大容量送水車 (海水取水用)と可搬型代替注水ポンプ (A-2級)を連結して使用するが、女川2号は大 容量送水ポンプ (タイプ I) 1台で注水・補 給が可能。なお,女川2号では大容量送水ポ ンプ(タイプ I)を,各注水系統又は代替水 源移送系の設備として整理している。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原フ与冷却を体禁) (伊別原見) の其本記卦を針)

牧衣にわいて担託したもの (比較対象外)	(原子炉冷却系統施設(個)	別項目)の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.10.2 代替水源移送系 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備及び海を利用するために必要な設備として、大容量送水ポンプ(タイプII)を設ける設計とする。 【71条4】	設備名称の相違記載方針の相違
		重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵タンクへ淡水を供給するための重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ(タイプI)は、代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)の淡水を補給水系等を経由して復水貯蔵タンクへ供給できる設計とする。 【71条13】	設計の差異 (女川 2 号は既設の復水貯蔵タンクを重大事故等対処設備として使用する。東海第二は、重大事故等対処設備として代替淡水貯槽を新設する。また、女川 2 号は代替淡水源から復水貯蔵タンクへ補給するための設備として、1 種類の可搬型ポンプ車を使用し、東海第二は 2 種類の可搬型ポンプ車を使用する。さらに、女川 2 号では復水貯蔵タンクへの補給には接続口又はマンホールを使用するた

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	(原子炉//// 原子//// 原子//// 原海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			め補給水系を経由し、東海第二は貯槽上部のマンホールを使用する。) 設備名称の相違
		また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等の収束に必要な水源である <mark>復水貯蔵タンク</mark> へ海水を供給するための重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ(タイプI)は、海水を補給水系等を経由して復水貯蔵タンクへ供給できる設計とする。 【71条14】	設計の差異 (女川 2 号は復水貯蔵タンクへ補給するため1種類の可搬型ポンプ車を使用する。東海 第二は 2 種類の可搬型ポンプ車を使用する。。)
		更に、代替淡水源である淡水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) の淡水が枯渇した場合に、海水を供給するための重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ (タイプⅡ) は、海水を淡水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) へ供給できる設計とする。 【71条15】	設計の差異 (女川2号は,復水貯蔵タンクへの補給に1 種類の可搬型ポンプを使用し,さらに淡水貯 水槽への海水補給にもう1種類の可搬型ポ ンプを使用する。)
			設計の差異 (女川 2 号は重大事故等対処設備として水源を1つ設けており、復水貯蔵タンクは耐震性・耐津波性が確保されているため重大事故等対処設備として位置付けている。東海第二は重大事故等対処設備の2つの水源のうち、西側淡水貯水設備については敷地に遡上する津波の影響を考慮し、代替淡水貯水槽が使用できない場合の水源として設けている。)
		大容量送水ポンプ (タイプ I) 及び大容量送水ポンプ (タイプ II) は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。 【71 条 16】	設備名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	別項目)の基本設計万針) 女川原子力発電所第2号機	備考
		代替水源及び代替淡水源からの移送ルートを確保するとともに、可搬型のホース、大容量送水ポンプ(タイプⅠ)及び大容量送水ポンプ(タイプⅡ)については、複数箇所に分散して保管する。 【71条5】	設備名称の相違
		水源への水の供給に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.10.2 代替水源移送系」の設備として兼用)により行う設計とする。 【71条18】	(ホース敷設等にホース延長回収車を使用するため記載している。また、ホース延長回収車は他施設と兼用するため兼用先につい

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		7. 原子炉補機冷却設備 7.4 重大事故等の収束に必要となる水源	
		海は、想定される重大事故等時において、原子炉補機代替冷却水系の水源として利用できる設計とする。 【71条10】	記載方針の相違 (女川 2 号の最終ヒートシンクへの代替熱 輸送に使用する原子炉補機代替冷却水系は 可搬型設備で構成されており、その可搬型ポ ンプの水源としての基本設計方針を記載し
			ている。)

- 12 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

3考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3. 圧力低減設備その他の安全設備	
			記載方針の相違
		3.6 重大事故等の収束に必要となる水源	
		設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事	
		故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を	
		確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計	表現の相違
		基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重	
		大事故等の収束に必要となる十分な水の量を供給する	
		ために必要な重大事故等対処設備として、復水貯蔵タ	設備構成の差異
		ンク , サプレッションチェンバ及びほう酸水注入系貯	
		蔵タンクを重大事故等の収束に必要となる水源として	水源設置し、復水貯蔵タンクは耐震性・耐
		設ける設計とする。	波性が確保されているため重大事故等対
		【71条1】	設備と位置づけている。東海第二は重大
			等対処設備として4水源を設置しており
		また、これら重大事故等の収束に必要となる水源と	替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備のい
		は別に,代替淡水源として淡水貯水槽(No.1)及び淡水	かを重大事故等の対応に使用する場合は
		貯水槽 (No. 2) を設ける設計とする。	う一方を代替淡水源として使用するこ
		【71条2】	なっている。)
			設備名称の相違
			<柏崎刈羽7号との比較>
			記載方針の相違
			(女川2号では、原子炉格納施設のSA
			の水源を、本施設において記載している
		また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用	崎7号では、水源はすべて原子炉冷却系
		できる設計とする。	設のみに整理。)
		【71条3】	
		復水貯蔵タンクは、想定される重大事故等時におい	記引の辛田
		て、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器への スプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失	(女川 2 号は既設の復水貯蔵タンクを 事故等対処設備として使用する。東海
			事故等対処設備として使用する。果神は、重大事故等対処設備として代替淡水
		した場合の代替手段である高圧代替注水系、低圧代替	は, 里大事故寺対処設備として代替後水 を新設する。)
		注水系(常設)(復水移送ポンプ),原子炉格納容器代表ファイングロス(党型)及び原ス原牧物容器下部対	= 10 (13 1 7 1 2 0 7
		替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器下部注	設計の差異
		水系(常設)(復水移送ポンプ)の水源として使用できる設計とする。	(本水源を使用する系統の相違。)
		る設計とする。 【71 条 6】	設備名称の差異
		【/1 余 0】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設計の差異 (東海第二は敷地に遡上する津波の影響を 考慮した西側淡水貯蔵設備を施設してい る。)
		サプレッションチェンバ (容量 2800㎡, 個数 1) は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の水源として使用できる設計とする。 【71条7】	設計の差異 (サプレッションプール水容量の相違。 また, 重大事故等時にサプレッションチェン バを水源として使用する系統の相違。) 表現上の差異 (女川 2 号では設計基準拡張を設けている が, 重大事故等対処設備の区分であり, 東海
		ほう酸水注入系貯蔵タンクは、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段であるほう酸水注入系の水源として使用できる設計とする。 【71条8】	設備名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	代替淡水源である淡水貯水槽 (No. 1)及び淡水貯水槽 (No. 2)は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)原子炉格納容器フィルタベント系への水補給及び原子炉格納容器下部注水系(可搬型)の水源として使用できる設計とする。【71条9】	設備構成の差異 (東海第二は,代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備のいずれかを重大事故等の対応に使用する場合は,もう一方を代替淡水源として使用することとなっている。なお,女川2号は代替淡水源として,淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)の2種類を設置する。また,重大事故等時に代替淡水源を水源として使用する系統の相違。)
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	記載方針の相違 (要目表の構成に合わせ,代替水源移送系については原子炉冷却系統施設の基本設計方針「5.10 水源,代替水源移送系」に記載する。) 設備名称の相違表現の相違 <柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎7号では,海水の取水に大容量送水車(海水取水用)と可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を連結して使用するが,女川2号は大容量送水ポンプ(タイプI)1台で注水・補給が可能。なお,女川2号では大容量送水ポンプ(タイプI)を,各注水系統又は代替水源移送系の設備として整理している。)
	東海第二発電所	代替淡水源である淡水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型)原子炉格納容器フィルタベント系への水補給及び原子炉格納容器下部注水系(可搬型)の水源として使用できる設計とする。【71条9】 海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合に、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器でのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)原子炉格納容器下部注水系(可搬型)の水源として場上、海、「可搬型」の水源として、更に、放水設備(大気への拡散抑制設備)及び放水設備(泡消火設備)の水源として利用できる設計とする。

- 3 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			記載方針の相違 (要目表の構成に合わせ,女川2号では代表 水源移送系(水の移送に使用する設備)にいては原子炉冷却系統施設「5.10 水源,付 替水源移送系」において記載しており,記述 位置が相違している。)

- 4 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (補機駆動用燃料設備の基本設計方針)

較表において追記したもの (比較対象外)	(補機駆動用燃料設備の基本設計方針)			
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		1. 補機駆動用燃料設備 大容量送水ポンプ(タイプI)のポンプ駆動用燃料 は、大容量送水ポンプ(タイプI)(燃料タンク)に貯蔵する。 大容量送水ポンプ(タイプII)のポンプ駆動用燃料 は、大容量送水ポンプ(タイプII)(燃料タンク)に貯蔵する。 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットのポンプ 駆動用燃料は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)に貯蔵する。	設備名称の相違 設計の差異 (女川 2 号は可搬型の補機代替冷却水系も 使用するため、その燃料設備についても記載 している。)	
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、大容量送水ポンプ(タイプI)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料を貯蔵できる設計とする。 大容量送水ポンプ(タイプI)、大容量送水ポンプ(タイプII)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料は、燃料補給設備である非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクスはガスタービン発電設備軽油タンクスはガスタービン発電設備軽油タンクエリを用いて補給できる設計とする。 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクのはガスタービン発電設備軽油タンクなけが、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクのは対スタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。 【71条17】 【62条14】【62条23】【62条32】【62条44】【62条55】【63条21】【63条40】【64条11】【64条24】【64条36】【65条11】【65条33】【66条15】【66条29】【66条41】【66条56】【67条19】【69条11】【69条22】【69条32】【69条41】【69条47】【69条61】【70条3】【70条11】	設備構成の差異 (燃料貯蔵設備の相違。女川 2 号における補機駆動用燃料の補給は,非常用ディーゼル発電機による電源供給時にはガスタービン発電機による電源供給時には非常用ディーゼル発電設備用軽油タンクスは高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備解組タンクから行う。東海第二は,可搬型設備用軽油タンクから燃料補給を行う。また,使用する燃料補給を必要とする機器が相違している。)設備名称の相違表現の相違 記載方針の相違 に電源設備の基本設計方針と記載方針を合わせ,軽油タンクからタンクローリへの燃料移送の設計方針を明記。)	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (非常用取水設備の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1. 非常用取水設備の基本設計方針	
		非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 【71条12】【71条20】 【62条17】【62条20】【62条25】【62条29】【62条34】【62条41】【62条46】【62条52】【62条57】【63条3】【63条43】【64条16】【64条21】【64条26】【64条33】【64条38】【65条4】【65条13】【66条20】【66条34】【66条37】【66条43】【66条59】【69条63】【70条6】【70条14】	(女川 2 号は既設の非常用取水設備を重
			設計の差異 (女川2号は,既設の非常用取水設備を重 事故等時に使用するが,東海第二は重大事 等時の取水設備を新設するため。なお,非 用取水設備の取水性について,女川2号で 既設設備を使用するため,33条において 理している。)

- 1 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (非常用取水設備の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参与》作画内对对水下力光电力为1万0%(2020/10/31附上中间加)	术评分一元电기	头川亦丁 / / 元 电 / / / / / / / / / / / / / / / /	(名相崎刈羽7号機との比較> 設計の相違 (女川2号の非常用取水設備は,他号機と共用していない。)

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(重大事故等の収束に必要とな	毎 件以引 <i>刀</i> 判(仮 <i>)</i>	ロ 発電用原子炉施設の一般構造			
る水の供給設備)		(3) その他の主要な構造			
		(i) 本発電用原子炉施設は,(1)			
		耐震構造、(2) 耐津波構造に加			
		え,以下の基本的方針のもとに安			
		全設計を行う。			
		b. 重大事故等対処施設(発電用			
		原子炉施設への人の不法な侵入			
		等の防止、中央制御室、監視測定			
		設備、緊急時対策所及び通信連絡			
		を行うために必要な設備は, a.			
		設計基準対象施設に記載)			
		(p) 重大事故等の収束に必要と			
		なる水の供給設備			
		設計基準事故の収束に必要な			
		水源とは別に, 重大事故等の収束			
		に必要となる十分な量の水を有			
		する水源を確保することに加え			
		て,発電用原子炉施設には,設計			
		基準事故対処設備及び重大事故			
		等対処設備に対して重大事故等			
		の収束に必要となる十分な量の			
		水を供給するために必要な重大			
		事故等対処設備を設置及び保管			
		する。			
		① (①a 重複)			
		ホ 原子炉冷却系統施設の構造及			
		び設備	5. 原子炉冷却系統施設		
		(4) その他の主要な事項	5.7 重大事故等の収束に必要と		
		(vi) 重大事故等の収束に必要と	なる水の供給設備		
		なる水の供給設備	5.7.1 概要		
第七十一条 設計基準事故の収	設計基準事故の収束に必要な	設計基準事故の収束に必要な	設計基準事故の収束に必要な	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (個別)
束に必要な水源とは別に、重大事	水源とは別に,重大事故等の収束	水源とは別に, 重大事故等の収束	水源とは別に, 重大事故等の収束	いによる差異あり	4.4 重大事故等の収束に必要
故等の収束に必要となる十分な	に必要となる十分な量の水を有	<u>に必要となる十分な量の水を有</u>	に必要となる十分な量の水を有		なる水源
量の水を有する水源を確保する	する水源を確保することに加え	する水源を確保することに加え	する水源を確保することに加え		5.10.1 重大事故等の収束に必
ことに加えて、発電用原子炉施設	て,発電用原子炉施設には,設計	て,発電用原子炉施設には,設計	て,発電用原子炉施設には,設計		となる水源

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

		要求事項	との対比表	L	山村かりの友父園川
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
には、設計基準事故対処設備及び	基準事故対処設備及び重大事故	基準事故対処設備及び重大事故	基準事故対処設備及び重大事故		原子炉格納施設
重大事故等対処設備に対して重	等対処設備に対して重大事故等	等対処設備に対して重大事故等	等対処設備に対して重大事故等		3.6 重大事故等の収束に必要と
大事故等の収束に必要となる十	の収束に必要となる十分な水の	の収束に必要となる十分な量の	の収束に必要となる十分な量の		なる水源
分な量の水を供給するために必	量を供給するために必要な重大	水を供給するために必要な重大	水を供給するために必要な重大		
要な設備を施設しなければなら	事故等対処設備として,復水貯蔵	事故等対処設備を設置及び保管	事故等対処設備を設置及び保管		
ない。	タンク, サプレッションチェンバ	する。	する。		
1	及びほう酸水注入系貯蔵タンク	Ûа	◆(①a 重複)		
	を重大事故等の収束に必要とな		重大事故等の収束に必要とな		
	る水源として設ける設計とする。		る水の供給設備の系統概要図を		
	①a①b 【71条1】		第5.7-1 図から第5.7-11図に		
【解釈】			示す。②		
1 第71条に規定する「設計基					
準事故の収束に必要な水源とは			5.7.2 設計方針		
別に、重大事故等の収束に必要と	また,これら重大事故等の収束	重大事故等の収束に必要とな	重大事故等の収束に必要とな	同趣旨の記載であるが,表現の違	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵
なる十分な量の水を有する水源	に必要となる水源とは別に, 代替	る水の供給設備のうち, 重大事故	る水の供給設備のうち, 重大事故	いによる差異あり	施設
を確保することに加えて、発電用	淡水源として淡水貯水槽 (No.1)	等の収束に必要となる水源とし	等の収束に必要となる水源とし		4.7 重大事故等の収束に必要と
原子炉施設には、設計基準事故対	及び淡水貯水槽 (No.2) を設ける	て,復水貯蔵タンク,サプレッシ	て,復水貯蔵タンク,サプレッシ		なる水源
処設備及び重大事故等対処設備	設計とする。	ョンチェンバ及びほう酸水注入	ョンチェンバ及びほう酸水注入		原子炉冷却系統施設(個別)
に対して重大事故等の収束に必	③ 【71条2】	<u> 系貯蔵タンクを設ける</u> 。①b <u>これ</u>	系貯蔵タンクを設ける。◆(①b		4.4 重大事故等の収束に必要と
要となる十分な量の水を供給す		ら重大事故等の収束に必要とな	重複)これら重大事故等の収束に		なる水源
るために必要な設備」とは、以下		る水源とは別に,代替淡水源とし	必要となる水源とは別に,代替淡		5.10.1 重大事故等の収束に必要
に掲げる措置又はこれらと同等		て淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯	水源として淡水貯水槽 (No.1) 及		となる水源
以上の効果を有する措置を行う		<u>水槽 (No.2) を設ける。③また,</u>	び淡水貯水槽 (No.2) を設ける。		原子炉格納施設
ための設備をいう。		淡水が枯渇した場合に, 海を水源	◆(③重複)また、淡水が枯渇し		3.6 重大事故等の収束に必要と
a) 想定される重大事故等の収束		として利用できる設計とする。	た場合に,海を水源として利用で		なる水源
までの間、十分な量の水を供給で		4 a	きる設計とする。 �� (④a 重複)		
きること。②					
b) 複数の代替淡水源(貯水槽、					
ダム又は貯水池等)が確保されて	また,淡水が枯渇した場合に,				核燃料物質の取扱施設及び貯蔵
いること。③	海を水源として利用できる設計				施設
c)海を水源として利用できるこ	とする。				4.7 重大事故等の収束に必要と
と。④	④a 【71条3】				なる水源
d)各水源からの移送ルートが確					原子炉冷却系統施設(個別)
保されていること。⑤					5.10.1 重大事故等の収束に必要
e) 代替水源からの移送ホース及					となる水源
びポンプを準備しておくこと。⑥					原子炉格納施設
					3.6 重大事故等の収束に必要と

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車頂レの対比率

	要求事項との対比表					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
f)原子炉格納容器を水源とする					なる水源	
再循環設備は、代替再循環設備等						
により、多重性又は多様性を確保						
すること。(PWR) 10	設計基準事故対処設備及び重	重大事故等の収束に必要とな	重大事故等の収束に必要とな	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)	
	大事故等対処設備に対して,重大	る水の供給設備のうち,設計基準	る水の供給設備のうち,設計基準	いによる差異あり	5.10.2 代替水源移送系	
	事故等の収束に必要となる十分	事故対処設備及び重大事故等対	事故対処設備及び重大事故等対			
	な量の水を供給するために必要	処設備に対して,重大事故等の収	処設備に対して,重大事故等の収			
	な設備及び海を利用するために	束に必要となる十分な量の水を	束に必要となる十分な量の水を			
	必要な設備として,大容量送水ポ	供給するために必要な設備とし	供給するために必要な設備とし			
	ンプ (タイプ I) 及び大容量送水	て,大容量送水ポンプ(タイプ I)	て, 大容量送水ポンプ(タイプ I)			
	ポンプ (タイプⅡ) を設ける設計	を設ける。 ② a また, <u>海を利用す</u>	を設ける。 🗘 (②a 重複) また, 海			
	とする。	るために必要な設備として,大容	を利用するために必要な設備と			
	②a④b 【71 条 4】	■送水ポンプ (タイプ I) 及び大	して,大容量送水ポンプ(タイプ			
			I)及び大容量送水ポンプ(タイ			
		ける。 ④ b	プⅡ)を設ける。�(④b 重複)			
	代替水源及び代替淡水源から	代替水源からの移送ルートを	代替水源からの移送ルートを	設備記載の適正化	同上	
	の移送ルートを確保するととも	<u>確保し、ホース</u> 及びポンプについ	確保し、ホース及びポンプについ	(代替淡水源から SA 水源への移		
	に, 可搬型のホース, 大容量送水	ては、複数箇所に分散して保管す	ては,複数箇所に分散して保管す	送にも使用するため明記,機器名		
	ポンプ (タイプ I) 及び大容量送	<u>5.</u> 56	る。 �� (⑤⑥重複)	称は工認名称とした)		
	水ポンプ(タイプⅡ)については,					
	複数箇所に分散して保管する。					
	56 【71条5】					
		a. 重大事故等の収束に必要とな	(1) 重大事故等の収束に必要と			
		る水源	なる水源			
		(a) 復水貯蔵タンクを水源とし	a. 復水貯蔵タンクを水源とした			
		た場合に用いる設備	場合に用いる設備			
	復水貯蔵タンクは、想定される	想定される重大事故等時にお	想定される重大事故等時にお	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)	
	重大事故等時において,原子炉圧	いて,原子炉圧力容器及び原子炉	いて,原子炉圧力容器及び原子炉	いによる差異あり	5.10.1 重大事故等の収束に必要	
	力容器への注水及び原子炉格納	格納容器への注水に使用する設	格納容器への注水に使用する設		となる水源	
	容器へのスプレイに使用する設	計基準事故対処設備が機能喪失	計基準事故対処設備が機能喪失		原子炉格納施設	
	計基準事故対処設備が機能喪失	した場合の代替手段である高圧	した場合の代替手段である高圧		3.6 重大事故等の収束に必要と	
	した場合の代替手段である高圧	代替注水系, 低圧代替注水系 (常	代替注水系, 低圧代替注水系(常		なる水源	
	代替注水系, 低圧代替注水系 (常	設) (復水移送ポンプ), 低圧代替	設)(復水移送ポンプ), 低圧代替			
	設) (復水移送ポンプ), 低圧代替	注水系(常設)(直流駆動低圧注	注水系 (常設) (直流駆動低圧注			
	注水系(常設)(直流駆動低圧注	水系ポンプ),原子炉格納容器代	水系ポンプ),原子炉格納容器代			
	水系ポンプ),原子炉格納容器代	替スプレイ冷却系(常設)及び原	替スプレイ冷却系(常設)及び原			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	備考
大师五十 ⁹⁰⁰⁰⁰ 7570	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	via 3
	替スプレイ冷却系(常設)及び原	子炉格納容器下部注水系(常設)	子炉格納容器下部注水系(常設)		
	子炉格納容器下部注水系 (常設)	(復水移送ポンプ)並びに重大事	(復水移送ポンプ)並びに重大事		
	(復水移送ポンプ)並びに重大事	故等対処設備(設計基準拡張)で	故等対処設備(設計基準拡張)で		
	故等対処設備(設計基準拡張)で	ある原子炉隔離時冷却系及び高	ある原子炉隔離時冷却系及び高		
	ある原子炉隔離時冷却系及び高	圧炉心スプレイ系の水源として	圧炉心スプレイ系の水源として		
	圧炉心スプレイ系の水源として	復水貯蔵タンクを使用する。 ①c	復水貯蔵タンクを使用する。◆		
	使用できる設計とする。		(①c 重複)		
	①c 【71 条 6】				
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			・復水貯蔵タンク		
			③		
		_	_		
		各系統の詳細については,「ホ	各系統の詳細については,「5.3		
		(3)(ii) a . 非常用炉心冷却系」,	非常用炉心冷却系」,「5.4 原子炉		
		「ホ(3)(ⅱ)b. (a) 原子炉冷却	冷却材圧力バウンダリ高圧時に		
		材圧力バウンダリ高圧時に発電	発電用原子炉を冷却するための		
		用原子炉を冷却するための設	設備」,「5.6 原子炉冷却材圧力バ		
		備」,「ホ(3)(ii) b . (c) 原子炉	ウンダリ低圧時に発電用原子炉		
		冷却材圧力バウンダリ低圧時に	を冷却するための設備」,「5.8 原		
		発電用原子炉を冷却するための	子炉隔離時冷却系」,「9.2 原子炉		
		設備」,「ホ(4)(ii) 原子炉隔離時	格納容器内の冷却等のための設		
		冷却系」,「リ(3)(ii)a. 原子炉	備」及び「9.4 原子炉格納容器下		
		格納容器内の冷却等のための設	部の溶融炉心を冷却するための		
		備」及び「リ(3)(ii)c. 原子炉	設備」に記載する。�		
		格納容器下部の溶融炉心を冷却			
		するための設備」に記載する。 2			
		(b) サプレッションチェンバを	b. サプレッションチェンバを水		
		水源とした場合に用いる設備	源とした場合に用いる設備		
	サプレッションチェンバ(容量	想定される重大事故等時にお	想定される重大事故等時にお	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設 (個別)
	2800m³, 個数 1) は, 想定される	いて,原子炉圧力容器及び原子炉	いて,原子炉圧力容器及び原子炉	(水源としてのサプレッション	4.4 重大事故等の収束に必要な
	重大事故等時において,原子炉圧	格納容器への注水に使用する設	格納容器への注水に使用する設	チェンバの容量(仕様)明記)	る水源
	力容器への注水及び原子炉格納	計基準事故対処設備が機能喪失	計基準事故対処設備が機能喪失		5.10.1 重大事故等の収束に必要
	容器へのスプレイに使用する設	した場合の代替手段である代替	した場合の代替手段である代替		となる水源
	計基準事故対処設備が機能喪失	循環冷却系及び原子炉格納容器	循環冷却系及び原子炉格納容器		原子炉格納施設
	した場合の代替手段である代替	下部注水系 (常設) (代替循環冷	下部注水系(常設)(代替循環冷		3.6 重大事故等の収束に必要と

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	とり別 LL 衣 設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	循環冷却系及び原子炉格納容器 下部注水系(常設)(代替循環冷 却ポンプ)並びに重大事故等対処 設備(設計基準拡張)である高圧 炉心スプレイ系,低圧炉心スプレ イ系,残留熱除去系(低圧注水モ ード),残留熱除去系(格納容器	却ポンプ)並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)である高圧炉心スプレイ系,低圧炉心スプレイ系,残留熱除去系(低圧注水モード),残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッションプール水	却ポンプ) 並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)である高圧炉心スプレイ系,低圧炉心スプレイ系,残留熱除去系(低圧注水モード),残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッションプール水		なる水源
	スプレイ冷却モード) 及び残留熱 除去系 (サプレッションプール水 冷却モード) の水源として使用で きる設計とする。 ①d 【71条7】	冷却モード) の水源として, サプレッションチェンバを使用する。 ①d	冷却モード)の水源として、サプレッションチェンバを使用する。 ◆ (①d 重複) 主要な設備は、以下のとおりとする。 ・サプレッションチェンバ ③		
		各系統の詳細については、「ホ(4)(i) 残留熱除去系」、「ホ(3)(ii) a. 非常用炉心冷却系」、「リ(3)(ii) b. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「リ(3)(ii) c. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	ほう酸水注入系貯蔵タンクは、 想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が 機能喪失した場合の代替手段で あるほう酸水注入系の水源として使用できる設計とする。 ①e 【71条8】	(c) ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした場合に用いる設備 想定される重大事故等時において,原子炉圧力容器への注水に 使用する設計基準事故対処設備 が機能喪失した場合の代替手段 であるほう酸水注入系の水源と して,ほう酸水注入系貯蔵タンク を使用する。①e	c.ほう酸水注入系貯蔵タンクを 水源とした場合に用いる設備 想定される重大事故等時にお いて,原子炉圧力容器への注水に 使用する設計基準事故対処設備 が機能喪失した場合の代替手段 であるほう酸水注入系の水源と して,ほう酸水注入系貯蔵タンク を使用する。 ◆ (①e 重複)	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(個別) 5.10.1 重大事故等の収束に必要 となる水源 原子炉格納施設 3.6 重大事故等の収束に必要と なる水源

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			する。 ・ほう酸水注入系貯蔵タンク (6.7 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)		
		本系統の詳細については、「へ(5)(x ii) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」に記載する。 2	本系統の詳細については、「6.7 緊急停止失敗時に発電用原子炉 を未臨界にするための設備」に記載する。		
		(d) 代替淡水源を水源とした場 合に用いる設備	d. 代替淡水源を水源とした場合 に用いる設備		
	代替淡水源である淡水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) は,想定される重大事故等時において,復水貯蔵タンクへ水を供給するための水源であるとともに,原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段で	想定される重大事故等時において,復水貯蔵タンクへ水を供給するための水源であるとともに,原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型),原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型),	想定される重大事故等時において,復水貯蔵タンクへ水を供給するための水源であるとともに,原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型),原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型),	同趣旨の記載であるが, 表現の違いによる差異あり	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵 施設 4.7 重大事故等の収束に必要と なる水源 原子炉冷却系統施設(個別) 4.4 重大事故等の収束に必要と なる水源 5.10.1 重大事故等の収束に必要 となる水源
	ある低圧代替注水系 (可搬型), 原子炉格納容器代替スプレイ冷 却系 (可搬型),原子炉格納容器 フィルタベント系への水補給及 び原子炉格納容器下部注水系 (可 搬型)の水源として,また,使用	原子炉格納容器フィルタベント 系への水補給及び原子炉格納容 器下部注水系(可搬型)の水源と して、また、使用済燃料プールの 冷却又は注水に使用する設計基 準事故対処設備が機能喪失した	原子炉格納容器フィルタベント 系への水補給及び原子炉格納容 器下部注水系(可搬型)の水源と して、また、使用済燃料プールの 冷却又は注水に使用する設計基 準事故対処設備が機能喪失した		原子炉格納施設 3.6 重大事故等の収束に必要と なる水源
	済燃料プールの冷却又は注水に 使用する設計基準事故対処設備 が機能喪失した場合の代替手段 である燃料プール代替注水系(常 設配管),燃料プール代替注水系 (可搬型),燃料プールスプレイ 系(常設配管)及び燃料プールス プレイ系(可搬型)の水源として	場合の代替手段である燃料プール代替注水系(常設配管),燃料プール代替注水系(可搬型),燃料プールスプレイ系(常設配管)及び燃料プールスプレイ系(可搬型)の水源として,代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を使用する。①f	場合の代替手段である燃料プール代替注水系(常設配管),燃料プール代替注水系(可搬型),燃料プールスプレイ系(常設配管)及び燃料プールスプレイ系(可搬型)の水源として,代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を使用する。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

		要求事項。	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	使用できる設計とする。	各系統の詳細については,「ニ	♠(①f 重複)		
	①f 【71条9】	(3)(ii) 使用済燃料プールの冷	各系統の詳細については,「4.3		
		却等のための設備」,「ホ(3)(ii)	使用済燃料プールの冷却等のた		
		b.(c) 原子炉冷却材圧力バウン	めの設備」,「5.6 原子炉冷却材圧		
		ダリ低圧時に発電用原子炉を冷	力バウンダリ低圧時に発電用原		
		却するための設備」,「リ(3)(ii)	子炉を冷却するための設備」,		
		a.原子炉格納容器内の冷却等の	「9.2 原子炉格納容器内の冷却		
		ための設備」,「リ(3)(ii)b. 原	等のための設備」,「9.3 原子炉格		
		子炉格納容器の過圧破損を防止	納容器の過圧破損を防止するた		
		するための設備」及び「リ(3)(ii)	めの設備」及び「9.4 原子炉格納		
		c.原子炉格納容器下部の溶融炉	容器下部の溶融炉心を冷却する		
		心を冷却するための設備」に記載	ための設備」に記載する。 ②		
		する。 2			
		(e) 海を水源とした場合に用い	e.海を水源とした場合に用いる		
		る設備	設備		
	海は, 想定される重大事故等時	想定される重大事故等時にお	想定される重大事故等時にお	同趣旨の記載であるが,表現の違	核燃料物質の取扱施設及び貯
	において、淡水が枯渇した場合	いて,淡水が枯渇した場合に,復	いて、淡水が枯渇した場合に、復	いによる差異あり	施設
	に,復水貯蔵タンクへ水を供給す	水貯蔵タンクへ水を供給するた	水貯蔵タンクへ水を供給するた		4.7 重大事故等の収束に必要
	るための水源であるとともに,原	めの水源であるとともに,原子炉	めの水源であるとともに,原子炉		なる水源
	子炉圧力容器への注水及び原子	圧力容器及び原子炉格納容器へ	圧力容器及び原子炉格納容器へ		原子炉冷却系統施設(個別)
	炉格納容器へのスプレイに使用	の注水に使用する設計基準事故	の注水に使用する設計基準事故		5.10.1 重大事故等の収束に必
	する設計基準事故対処設備が機	対処設備が機能喪失した場合の	対処設備が機能喪失した場合の		となる水源
	能喪失した場合の代替手段であ	代替手段である低圧代替注水系	代替手段である低圧代替注水系		原子炉格納施設
	る低圧代替注水系 (可搬型), 原	(可搬型),原子炉格納容器代替	(可搬型), 原子炉格納容器代替		3.6 重大事故等の収束に必要
	子炉格納容器代替スプレイ冷却	スプレイ冷却系 (可搬型) 及び原	スプレイ冷却系(可搬型)及び原		なる水源
	系(可搬型)及び原子炉格納容器	子炉格納容器下部注水系(可搬	子炉格納容器下部注水系(可搬		
	下部注水系(可搬型)の水源とし	型)の水源として、また、使用済	型)の水源として、また、使用済		
	て,また,使用済燃料プールの冷	燃料プールの冷却又は注水に使	燃料プールの冷却又は注水に使		
	却又は注水に使用する設計基準	用する設計基準事故対処設備が	用する設計基準事故対処設備が		
	事故対処設備が機能喪失した場	機能喪失した場合の代替手段で	機能喪失した場合の代替手段で		
	合の代替手段である燃料プール	ある燃料プール代替注水系(常設	ある燃料プール代替注水系(常設		
	代替注水系 (常設配管), 燃料プ	配管),燃料プール代替注水系(可	配管),燃料プール代替注水系(可		
	ール代替注水系 (可搬型), 燃料	搬型),燃料プールスプレイ系(常	搬型),燃料プールスプレイ系(常		
	プールスプレイ系 (常設配管)及	設配管) 及び燃料プールスプレイ	設配管) 及び燃料プールスプレイ		
	び燃料プールスプレイ系(可搬	系(可搬型)の水源として海を利	系(可搬型)の水源として海を利		
	型)の水源として、更に、原子炉	用するための重大事故等対処設	用するための重大事故等対処設		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要水争頃との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	補機代替冷却水系及び放水設備	備として,大容量送水ポンプ(タ	備として,大容量送水ポンプ(タ				
	(大気への拡散抑制設備) 及び放	イプ I)を使用する。 <mark>②b④</mark> c	イプI)を使用する。				
	水設備(泡消火設備)の水源とし		◆(②b④c 重複)				
	て利用できる設計とする。	大容量送水ポンプ(タイプI)	大容量送水ポンプ (タイプ I)				
	②b②c④c 【71 条 10】	は,海水を各系統へ供給できる設	は,海水を各系統へ供給できる設				
		計とする。 🗓 (④b 重複)	計とする。 �� (④b 重複)				
		また,原子炉補機代替冷却水系	また,原子炉補機代替冷却水系				
		の大容量送水ポンプ(タイプI)	の大容量送水ポンプ (タイプ I)				
		並びに放水設備(大気への拡散抑	並びに放水設備(大気への拡散抑				
		制設備) 及び放水設備(泡消火設	制設備) 及び放水設備(泡消火設				
		備)の大容量送水ポンプ (タイプ	備)の大容量送水ポンプ (タイプ				
		Ⅱ) <u>の水源として</u> 海を使用 <u>する。</u>	Ⅱ)の水源として海を使用する。				
		②c	◆(②c 重複)				
			大容量送水ポンプ(タイプI)				
			及び大容量送水ポンプ(タイプ				
			Ⅱ)の燃料は、燃料補給設備であ				
			る軽油タンク又はガスタービン				
			発電設備軽油タンク及びタンク				
			ローリにより補給できる設計と				
			する。��(⑦重複)				
			主要な設備は,以下のとおりと				
			する。				
			大容量送水ポンプ (タイプ I)				
			・大容量送水ポンプ (タイプⅡ)				
			・燃料補給設備(10.2 代替電源				
			設備)				
			3				
			本系統の流路として,ホースを				
			重大事故等対処設備として使用				
			する。③				
			その他, 設計基準事故対処設備				
			である非常用取水設備の貯留堰,				
	非常用取水設備の貯留堰, 取水		取水口, 取水路及び海水ポンプ室	同趣旨の記載であるが, 表現の違	非常用取水設備		
	口、取水路及び海水ポンプ室は、		を重大事故等対処設備として使	いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方		
3	想定される重大事故等時におい		用する。��(®a®b 重複)		針		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

	要求事項との対比表					
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	て, 設計基準事故対処設備の一部	各系統の詳細については,「ニ	各系統の詳細については,「4.3			
	を流路として使用することから,	(3)(ii) 使用済燃料プールの冷	使用済燃料プールの冷却等のた			
	流路に係る機能について重大事	却等のための設備」,「ホ(3)(ii)	めの設備」,「5.6 原子炉冷却材圧			
	故等対処設備としての設計を行	b.(c) 原子炉冷却材圧力バウン	力バウンダリ低圧時に発電用原			
	う。	ダリ低圧時に発電用原子炉を冷	子炉を冷却するための設備」,			
	8a8 b 【71 条 12】	却するための設備」,「ホ(4)(v)	「5.10 最終ヒートシンクへ熱を		⑧a⑧b 引用元:P22	
		最終ヒートシンクへ熱を輸送す	輸送するための設備」,「9.2 原子			
		るための設備」,「リ(3)(ii)a.	炉格納容器内の冷却等のための			
		原子炉格納容器内の冷却等のた	設備」,「9.4 原子炉格納容器下部			
		めの設備」,「リ(3)(ii)c. 原子	の溶融炉心を冷却するための設			
		炉格納容器下部の溶融炉心を冷	備」及び「9.7 発電所外への放射			
		却するための設備」及び「リ	性物質の拡散を抑制するための			
		(3)(ii)e. 発電所外への放射性	設備」に記載する。②			
		物質の拡散を抑制するための設				
		備」に記載する。 2				
		b.水源へ水を供給するための設	(2) 水源へ水を供給するための			
		備	設備			
		(a) 復水貯蔵タンクへ水を供給	a.復水貯蔵タンクへ水を供給す			
		(d) 後小別蔵グング・小で 浜柏 するための設備	a. 後小川 風グング・小を 医科 9 るための設備			
	重大事故等の収束に必要な水	重大事故等の収束に必要な水	重大事故等の収束に必要な水		原子炉冷却系統施設(個別)	
					5.10.2 代替水源移送系	
	源である復水貯蔵タンクへ淡水	源である復水貯蔵タンクへ淡水	源である復水貯蔵タンクへ淡水		5.10.2 1(督水原移送术	
	を供給するための重大事故等対	を供給するための重大事故等対	を供給するための重大事故等対			
	処設備として,大容量送水ポンプ	処設備として、大容量送水ポンプ	処設備として、大容量送水ポンプ			
	(タイプ I) は、代替淡水源であ	(タイプI)は、代替淡水源であ	(タイプI)を使用する。			
	る淡水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯	る淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水水炭 (No.1) 及び淡水水炭 (No.1) な (No.1	大容量送水ポンプ(タイプ I)			
	水槽 (No. 2) の淡水を補給水系等	水槽(No. 2)の淡水を補給水系等	は、代替淡水源である淡水貯水槽			
	を経由して復水貯蔵タンクへ供	を経由して復水貯蔵タンクへ供	(No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2)			
	給できる設計とする。	<u>給できる設計とする。</u> ②d	の淡水を補給水系等を経由して			
	②d 【71 条 13】		復水貯蔵タンクへ供給できる設 (の) (本物)			
	** ***********************************		計とする。 ① (②d 重複)			
	また、淡水が枯渇した場合に、	また、淡水が枯渇した場合に、	また、淡水が枯渇した場合に、		同上	
	重大事故等の収束に必要な水源	重大事故等の収束に必要な水源	重大事故等の収束に必要な水源			
	である復水貯蔵タンクへ海水を	である復水貯蔵タンクへ海水を	である復水貯蔵タンクへ海水を			
	供給するための重大事故等対処	供給するための重大事故等対処	供給するための重大事故等対処			
	設備として、大容量送水ポンプ	設備として、大容量送水ポンプ	設備として、大容量送水ポンプ			
	(タイプI)は,海水を補給水系	<u> (タイプⅠ)は,海水を補給水系</u>	(タイプⅠ)を使用する。�️(④			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	等を経由して復水貯蔵タンクへ	等を経由して復水貯蔵タンクへ	d 重複)				
	供給できる設計とする。	供給できる設計とする。 4d					
	4d 【71条 14】						
	更に, 代替淡水源である淡水貯	さらに, 代替淡水源である淡水	さらに, 代替淡水源である淡水	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)		
	水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽		貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽	いによる差異あり	5.10.2 代替水源移送系		
	(No.2) の淡水が枯渇した場合	(No.2) の淡水が枯渇した場合	(No.2) の淡水が枯渇した場合				
	に、海水を供給するための重大事	に,海水を供給するための重大事	に,海水を供給するための重大事				
	故等対処設備として,大容量送水	故等対処設備として,大容量送水	故等対処設備として,大容量送水				
	ポンプ (タイプⅡ) は,海水を淡	ポンプ (タイプⅡ) は,海水を淡	ポンプ(タイプⅡ)を使用する。				
	水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽	水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽	҈ (④e 重複)				
	(No. 2) へ供給できる設計とす	(No. 2) へ供給できる設計とす					
	る。	<u>る。</u> 4e					
	4 e 【71条 15】						
	大容量送水ポンプ(タイプI)			設備設計の明確化	同上		
	及び大容量送水ポンプ(タイプ			(大容量送水ポンプの駆動源を			
	Ⅱ)は、空冷式のディーゼルエン			明確化)			
	ジンにより駆動できる設計とす						
	3.						
	② 【71条16】						
	,						
	大容量送水ポンプ(タイプI)			設備設計の明確化	 補機駆動用燃料設備		
	のポンプ駆動用燃料は、大容量送			(大容量送水ポンプ車での燃料	1. 補機駆動用燃料設備		
	水ポンプ(タイプ I)(燃料タン			貯蔵先の明確化,機器名称は工認	TO THE DATA STATE OF THE PARTY		
	ク)に貯蔵する。			名称とした)			
	大容量送水ポンプ (タイプ II)			2 3.12,			
	のポンプ駆動用燃料は,大容量送						
	水ポンプ (タイプⅡ) (燃料タン						
	ク)に貯蔵する。		大容量送水ポンプ(タイプ I)				
	非常用ディーゼル発電設備軽		は、海水を補給水系等を経由して				
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ		復水貯蔵タンクへ供給できる設				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又		計とする。				
	はガスタービン発電設備軽油タ		大容量送水ポンプ(タイプⅡ)				
	ンクは、大容量送水ポンプ(タイ		は、海水を淡水貯水槽(No.1)及				
	プI)及び大容量送水ポンプ(タ		,				
	フ 1) 及び大谷重送水ホンブ (タ		び淡水貯水槽 (No. 2) へ供給でき				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車項レの対比率

		要不事項。	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	イプⅡ)の燃料を貯蔵できる設計		る設計とする。		
	とする。		◆ (④d④e 重複)		
	大容量送水ポンプ(タイプI)		大容量送水ポンプ(タイプI)		
	及び大容量送水ポンプ(タイプ		及び大容量送水ポンプ(タイプ		
	Ⅱ)の燃料は、燃料補給設備であ		Ⅱ)の燃料は、燃料補給設備であ		
	る非常用ディーゼル発電設備軽		る軽油タンク又はガスタービン		
	油タンク、高圧炉心スプレイ系デ		発電設備軽油タンク及びタンク		
	ィーゼル発電設備軽油タンク又		ローリにより補給できる設計と		
	はガスタービン発電設備軽油タ		する。 7		
	ンクよりタンクローリを用いて		<u> </u>		
	補給できる設計とする。				
	非常用ディーゼル発電設備軽	「常設重大事故等対処設備」	主要な設備は、以下のとおりと		
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ	復水貯蔵タンク	する。		
	ィーゼル発電設備軽油タンク又	「ヌ(3)(viii) 復水貯蔵タン	, つ。 ・大容量送水ポンプ (タイプ I)		
	はガスタービン発電設備軽油タ	ク」と兼用)	・大容量送水ポンプ (タイプ II)・大容量送水ポンプ (タイプ II)		
	ンクからタンクローリへの燃料	サプレッションチェンバ	・燃料補給設備(10.2 代替電源		
	の補給は、ホースを用いる設計と	(「リ(1) 原子炉格納容器の構	設備)		
	する。		(文 ¹ /用)		
	「つ 【71 条 17】	造」と兼用) ほう酸水注入系貯蔵タンク	本系統の流路として,補給水系		
	(1) 【/1 朱 1/】				
		(「へ(4) 非常用制御設備」と	の配管及び弁並びにホースを重		
		兼用)	大事故等対処設備として使用す		
	LATE OF LOUISMAN SHEET LA	「可搬型重大事故等対処設備」	3. 3	30.7# 30.31 o 00.76 // .	
	水源への水の供給に使用する	大容量送水ポンプ(タイプ I)	その他,設計基準事故対処設備	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	ホースの敷設等は、ホース延長回	(「二(3)(ii) 使用済燃料プー	である非常用取水設備の貯留堰、	(ホース延長回収車の機能及び	5.10.2 代替水源移送系
	収車(台数4(予備1))(核燃料	ルの冷却等のための設備」他と兼	取水口,取水路及び海水ポンプ室	その兼用先について記載)	
	物質の取扱施設及び貯蔵施設の	用)	並びに①(®a®b 重複) 設計基		
	うち「4.2 燃料プール代替注水	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)	準対象施設である復水貯蔵タン		
	系」の設備を原子炉冷却系統施設	(「二(3)(ii) 使用済燃料プー	クを重大事故等対処設備として		
	のうち「5.10.2 代替水源移送	ルの冷却等のための設備」及び	使用する。③		
	系」の設備として兼用)により行	「リ(3)(ii)e. 発電所外への放			
	う設計とする。	射性物質の拡散を抑制するため	ほう酸水注入系については,		
	②⑥ 【71条 18】	の設備」と兼用)	「6.7 緊急停止失敗時に発電用		
		台数 2 (予備1)	原子炉を未臨界にするための設		
		容量 約 1,800m³/h (1 台当	備」に記載する。		
		たり)	燃料補給設備については,		
		揚程 約 122m	「10.2 代替電源設備」に記載す		
		3	る。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項。	との対比表 └───	L_	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			非常用取水設備については,		
	非常用取水設備の貯留堰, 取水		「10.8 非常用取水設備」に記載	同趣旨の記載であるが,表現の違	非常用取水設備
	口, 取水路及び海水ポンプ室は,		する。	いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい		2		針
	て, 設計基準事故対処設備の一部				
	を流路として使用することから,		5.7.2.1 多様性, 位置的分散		
	流路に係る機能について重大事		基本設計については,「1.1.7.1		
	故等対処設備としての設計を行		多様性, 位置的分散, 悪影響防止		
	う 。		等」に示す。		
	8a8b 【71条 20】		復水貯蔵タンクを水源とする		⑧a⑧ b 引用元:P22
			高圧代替注水系, 低圧代替注水系		
			(常設)(復水移送ポンプ), 低圧		
	<u> </u>		代替注水系(常設)(直流駆動低		
			圧注水系ポンプ),原子炉格納容		
			器代替スプレイ冷却系(常設)及		
			び原子炉格納容器下部注水系(常		
			設)(復水移送ポンプ)の多様性,		
			位置的分散については,「5.4 原		
			子炉冷却材圧力バウンダリ高圧		
			時に発電用原子炉を冷却するた		
			めの設備」,「5.6 原子炉冷却材圧		
			力バウンダリ低圧時に発電用原		
			子炉を冷却するための設備」,		
			「9.2 原子炉格納容器内の冷却		
			等のための設備」及び「9.4 原子		
			炉格納容器下部の溶融炉心を冷		
			却するための設備」に記載する。		
			サプレッションチェンバを水		
			源とする代替循環冷却系及び原		
			子炉格納容器下部注水系(常設)		
			(代替循環冷却ポンプ) の多様		
			性, 位置的分散については, 「9.3		
			原子炉格納容器の過圧破損を防		
			止するための設備」及び「9.4 原		
			子炉格納容器下部の溶融炉心を		
			冷却するための設備」に記載す		
			る。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
			大容量送水ポンプ (タイプ I)				
			は,屋外の複数の異なる場所に分				
			散して保管することで, 共通要因				
			によって同時に機能を損なわな				
			いよう位置的分散を図る設計と				
			する。				
			大容量送水ポンプ (タイプ I)				
			の接続口は, 共通要因によって接				
			続できなくなることを防止する				
			ため,位置的分散を図った複数箇				
			所に設置する設計とする。				
			大容量送水ポンプ (タイプⅡ)				
			は,屋外の複数の異なる場所に分				
			散して保管することで, 共通要因				
			によって同時に機能を損なわな				
			いよう位置的分散を図る設計と				
			する。				
							
			5.7.2.2 悪影響防止				
			基本方針については,「1.1.7.1				
			多様性, 位置的分散, 悪影響防止				
			等」に示す。				
			復水貯蔵タンク及びサプレッ				
			ションチェンバは, 重大事故等時				
			に弁操作等により重大事故等対				
			処設備としての系統構成とする				
			ことで,他の設備に悪影響を及ぼ				
			さない設計とする。				
			大容量送水ポンプ(タイプI)				
			及び大容量送水ポンプ(タイプ				
			Ⅱ)は、通常時は接続先の系統と				
			分離して保管し,重大事故等時に				
			接続, 弁操作等により重大事故等				
			対処設備としての系統構成とす				
			ることで,他の設備に悪影響を及				
			ぼさない設計とする。				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++-〈トン゚・甘・ンメチート目口	設工認申請書	設置許可申請書	との対比表 - 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/#± +v.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			大容量送水ポンプ(タイプI)		
			及び大容量送水ポンプ(タイプ		
			Ⅱ)は、輪留めによる固定等をす		
			ることで,他の設備に悪影響を及		
			ぼさない設計とする。		
			大容量送水ポンプ(タイプI)		
			及び大容量送水ポンプ(タイプ		
			Ⅱ)は、飛散物となって他の設備		
			に悪影響を及ぼさない設計とす		
			る。		
			\$		
			5.7.2.3 容量等		
			基本方針については,「1.1.7.2		
			容量等」に示す。		
			復水貯蔵タンクは,設計基準対		
			象施設と兼用しており,設計基準		
			対象施設としての容量が, 想定さ		
			れる重大事故等時において,代替		
			淡水源又は海を使用するまでの		
			間に必要な容量を有しているた		
			め, 設計基準対象施設と同仕様で		
			設計する。		
			サプレッションチェンバは, 設		
			計基準対象施設と兼用しており,		
			設計基準対象施設としての保有		
			水量での水頭が、想定される重大		
			事故等時において,代替循環冷却		
			系及び原子炉格納容器下部注水		
			系(常設)(代替循環冷却ポンプ)		
			で使用する代替循環冷却ポンプ		
			の必要有効吸込水頭の確保に必		
			要な容量に対して十分であるた		
			め,設計基準対象施設と同仕様で		
			設計する。		
			大容量送水ポンプ (タイプ I)		
			は、想定される重大事故等時にお		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	との対比表	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			いて, 重大事故等の収束に必要と		
			なる十分な量の水の供給が可能		
			な容量を有するものを1セット		
			1台使用する。また,原子炉補機		
			代替冷却水系との同時使用時に		
			は更に1セット1台使用する。保		
			有数は、2セットで4台に加え		
			て, 故障時及び保守点検による待		
			機除外時のバックアップ用とし		
			て1台の合計5台を保管する。		
			また,大容量送水ポンプ(タイ		
			プⅠ)は、想定される重大事故等		
			時において, 低圧代替注水系(可		
			搬型),原子炉格納容器代替スプ		
			レイ冷却系 (可搬型), 原子炉格		
			納容器下部注水系 (可搬型), 原		
			子炉格納容器フィルタベント系		
			フィルタ装置への補給及び復水		
			貯蔵タンクへの補給との同時使		
			用を考慮して,各系統の必要な流		
			量を同時に確保できる容量を有		
			する設計とする。さらに、燃料プ		
			ール代替注水系 (常設配管), 燃		
			料プール代替注水系 (可搬型),		
			燃料プールスプレイ系(常設配		
			管) 又は燃料プールスプレイ系		
			(可搬型)のいずれか1系統の使		
			用を考慮して,各系統の必要な流		
			量を同時に確保できる容量を有		
			する設計とする。		
			大容量送水ポンプ (タイプⅡ)		
			は、想定される重大事故等時にお		
			いて, 重大事故等の収束に必要と		
			なる十分な量の水の供給が可能		
			な容量を有するものを1セット		
			1台使用する。また、大容量送水		
			ポンプ(タイプⅡ)は,放水設備		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

 技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	との対比表	設置許可,技術基準規則	
汉州基平规则 所代	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1
			(大気への拡散抑制設備) 又は放		
			水設備(泡消火設備)との同時使		
			用時には更に1台使用する。大容		
			量送水ポンプ (タイプⅡ) の保有		
			数は、1セット2台に加えて、故		
			障時及び保守点検による待機除		
			外時のバックアップ用として1		
			台の合計3台を保管する。		
			代替水源からのホースは、複数		
			ルートを考慮してそれぞれのル		
			ートに必要なホースの長さを満		
			足する数量の合計に, 故障時及び		
			保守点検による待機除外時のバ		
			ックアップを考慮した数量を分		
			散して保管する。		
			6		
			5.7.2.4 環境条件等		
			基本方針については,「1.1.7.3		
			環境条件等」に示す。		
			復水貯蔵タンクは,屋外に設置		
			し、想定される重大事故等時にお		
			ける環境条件を考慮した設計と		
			する。		
			サプレッションチェンバは,原		
			子炉建屋原子炉棟内に設置し、想		
			定される重大事故等時における		
			環境条件を考慮した設計とする。		
			大容量送水ポンプ(タイプ I)		
			及び大容量送水ポンプ(タイプ		
			Ⅱ)は、屋外に保管及び設置し、		
			想定される重大事故等時におけ		
			る環境条件を考慮した設計とす		
			る。		
			大容量送水ポンプ(タイプ I)		
			の常設設備との接続及び操作並		
			びに系統構成に必要な弁の操作		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	安水争块設置許可申請書	との対比表し	設置許可,技術基準規則	I
技術基準規則・解釈	版工総甲語書 基本設計方針(後)	本文 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置計可,投術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			は、想定される重大事故等時にお	210 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
			いて、設置場所で可能な設計とす		
			る。また、大容量送水ポンプ(タ		
			イプ I) は、淡水だけでなく海水		
			も使用できる設計とする。なお、		
			可能な限り淡水を優先し、海水通		
			水を短期間とすることで, 設備へ		
			の影響を考慮する。		
			大容量送水ポンプ (タイプⅡ)		
			の操作等は、想定される重大事故		
			等時において,設置場所で可能な		
			設計とする。		
			大容量送水ポンプ (タイプⅡ)		
			は,使用時に海水を通水するた		
			め,海水影響を考慮した設計と		
			し,海から直接取水する際の異物		
			の流入防止を考慮した設計とす		
			る。		
			\Diamond		
			5.7.2.5 操作性の確保		
			基本方針については,「1.1.7.4		
			操作性及び試験・検査性」に示す。		
			復水貯蔵タンクを水源とする		
			高圧代替注水系, 低圧代替注水系		
			(常設)(復水移送ポンプ), 低圧		
			代替注水系 (常設) (直流駆動低		
			圧注水系ポンプ),原子炉格納容		
			器代替スプレイ冷却系(常設)及		
			び原子炉格納容器下部注水系(常		
			設) (復水移送ポンプ) の操作性		
			については,「5.4 原子炉冷却材		
			圧力バウンダリ高圧時に発電用		
			原子炉を冷却するための設備」,		
			「5.6 原子炉冷却材圧力バウン		
			ダリ低圧時に発電用原子炉を冷		
			却するための設備」,「9.2 原子炉		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++	設工認申請書	設置許可申請書	との対比表	設置許可,技術基準規則	/ 世·
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			格納容器内の冷却等のための設		
			備」及び「9.4 原子炉格納容器下		
			部の溶融炉心を冷却するための		
			設備」に記載する。		
			サプレッションチェンバを水		
			源とする代替循環冷却系及び原		
			子炉格納容器下部注水系(常設)		
			(代替循環冷却ポンプ)の操作性		
			については,「9.3 原子炉格納容		
			器の過圧破損を防止するための		
			設備」及び「9.4 原子炉格納容器		
			下部の溶融炉心を冷却するため		
			の設備」に記載する。		
			大容量送水ポンプ (タイプ I)		
			を用いて復水貯蔵タンクへ淡水		
			を供給する系統及び大容量送水		
			ポンプ (タイプ I) を用いて復水		
			貯蔵タンクへ海水を供給する系		
			統は, 想定される重大事故等時に		
			おいて,通常時の系統構成から接		
			続, 弁操作等により速やかに切り		
			替えられる設計とする。		
			大容量送水ポンプ (タイプⅡ)		
			を用いて淡水貯水槽 (No.1) 及び		
			淡水貯水槽 (No.2) 〜海水を供給		
			する系統は,想定される重大事故		
			等時において,他の系統と切り替		
			えることなく使用できる設計と		
			する。		
			大容量送水ポンプ(タイプ I)		
			を用いて海水を各系統に供給す		
			る系統は、想定される重大事故等		
			時において、通常時の系統構成か		
			ら接続, 弁操作等により速やかに		
			切り替えられる設計とする。		
			大容量送水ポンプ(タイプ I)		
			及び大容量送水ポンプ(タイプ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
			Ⅱ)は、付属の操作スイッチによ				
			り, 設置場所での操作が可能な設				
			計とし,系統構成に必要な弁は,				
			設置場所での手動操作が可能な				
			設計とする。				
			大容量送水ポンプ(タイプI)				
			及び大容量送水ポンプ(タイプ				
			Ⅱ)は、車両として屋外のアクセ				
			スルートを通行してアクセス可				
			能な設計とするとともに, 設置場				
			所にて輪留めによる固定等が可				
			能な設計とする。				
			大容量送水ポンプ(タイプ I)				
			を接続する接続口については,一				
			般的に使用される工具を用いて				
			接続可能なフランジ接続により、				
			ホースを確実に接続ができる設				
			計とする。また、ホースの接続に				
			ついては、接続方式及び接続口の				
			口径を統一する設計とする。				
			8				
			5.7.3 主要設備及び仕様				
			重大事故等の収束に必要とな				
			る水の供給設備の主要機器仕様				
			を第5.7-1表に示す。③				
			5.7.4 試験検査				
			基本方針については,「1.1.7.4				
			操作性及び試験・検査性」に示す。				
			復水貯蔵タンクは、発電用原子				
			炉の運転中に漏えいの有無の確				
			認が可能な設計とする。また、発				
			電用原子炉の停止中に漏えいの				
			有無の確認及び内部の確認が可				
			能な設計とする。				
			サプレッションチェンバは,発				
		l .	ノファフマコマノエマ/ 7は,元				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表							
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	- A-100 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100	712	電用原子炉の運転中に漏えいの	人 0			
			有無の確認が可能な設計とする。				
			また、発電用原子炉の停止中に外				
			観の確認及び気密性能の確認が				
			可能な設計とする。				
			大容量送水ポンプ(タイプI)				
			及び大容量送水ポンプ(タイプ				
			Ⅱ)は、発電用原子炉の運転中又				
			は停止中に、独立して機能・性能				
			及び漏えいの有無の確認が可能				
			な設計とするとともに、分解又は				
			取替えが可能な設計とする。				
			また、大容量送水ポンプ(タイ				
			プI)及び大容量送水ポンプ(タ				
			イプⅡ)は、車両として運転状態				
			の確認及び外観の確認が可能な				
			設計とする。				
			9				
			Ť				
			第 5.7-1 表 重大事故等の収				
			東に必要となる水の供給設備の				
			主要機器仕様				
			(1) 復水貯蔵タンク				
			第 10.13-1 表 補給水系主要				
			機器仕様に記載する。				
			(2) サプレッションチェンバ				
			第 9.1-1 表 一次格納施設主				
			要仕様に記載する。				
			(3) ほう酸水注入系貯蔵タンク				
			第 6.1.2-3 表 ほう酸水注入				
			系主要仕様に記載する。				
			(4) 大容量送水ポンプ (タイプ				
			1)				
			第 4.3-1 表 使用済燃料プー				
			ルの冷却等のための設備の主要				
			機器仕様に記載する。				
			(5) 大容量送水ポンプ (タイプ)				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要水争頃との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
			Ⅱ) 兼用する設備は以下のとおり。 ・使用済燃料プールの冷却等 のための設備 ・発電所外への放射性物質の 拡散を抑制するための設備 台 数 2 (予備1) 容 量 約 1,800m³/h (1台 当たり) 揚 程 約 122m			
		ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備(3)その他の主要な事項(iv)補機駆動用燃料設備重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリを設ける。①(⑦重複)軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリについては、「ヌ(2)(iv)代替電源設備」に記載する。②	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.7 補機駆動用燃料設備(非常用発電設備及び加熱蒸気系に係るものを除く。) 10.7.1 概要 重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリを設ける。①(⑦重複)軽油タンク及びタンクローリについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。②			
		(v) 非常用取水設備 非常用取水設備の貯留堰, 取水 口, 取水路及び海水ポンプ室は,	10.8 非常用取水設備 10.8.2 重大事故等時 10.8.2.1 概要 非常用取水設備の貯留堰,取水 口,取水路及び海水ポンプ室は,			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

	技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
Ī			想定される重大事故等時におい	設計基準事故対処設備の一部を			
			て,重大事故等対処設備として使	流路として使用することから,流			l
			用する。 <mark>⑧</mark> a	路に係る機能について重大事故			l
			貯留堰(「ヌ(3)(ii) 浸水防護設	等対処設備としての設計を行う。			
			備」と兼用)	8b			
			個 数 6				
			取水口				
			個 数 1				
			取水路				
			個 数 1				
			海水ポンプ室				
			個 数 13				

様式-7

【第71条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	71条(重大事故等の収束)	こ必要となる水の供給設備)				
1.	技術基準の条文、解釈への	の適合性に関する考え方				
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類	
1	重大事故等の収束に必要な水源	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1	_	a, b, c, d e, f, g, h i, j, k	
2	十分な量の水の供給	同上	1	1 a)	a, c	
3	複数の代替淡水源	同 上	1	1 b)	a, e, f, g	
4	水源(海)	同 上	1	1 c)	b	
(5)	移送ルートの確保	同上	1	1 d)	a, b, c, e f, g	
6	移送ホース,ポンプの準 備	同上	1	1 e)	a, b, c, e f, g	
7	補機駆動用燃料設備の機 能	重大事故等時に燃料の補給が必要 であるため記載している。	_	_	a, c, h, j	
8	非常用取水設備の機能	重大事故等時に非常用取水設備からの取水が必要であるため記載している。	l	_	b, i	
9	重大事故等時の流路等	重大事故等時の流路に関する記載をしている。		_	c, f, j	
10	原子炉格納容器再循環設 備の多様性・多重性	PWR に対して適用される要求のため 記載しない。	1	1 f)	_	
2.	設置許可本文のうち、基本	設計方針に記載しないことの考えた	î			
No.	項目	考え方			添付書類	
1	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため			_	
2	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記い。	己載のため	り記載しな	_	
3	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しな	い。		a, c	
3.	設置許可添八のうち、基本	設計方針に記載しないことの考えた	î			
No.	項目	考え方			添付書類	
1	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	,, ,, -		_	
2>	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記い。	り記載しな	_		
3>	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しない。				
4	多様性, 位置的分散	第54条に対する内容であり、本条文	てでは記載	はしない。		
\$	悪影響防止	同上				
6	容量等	同 上				
♦	環境条件等	同上			— a	
8	操作性の確保	同 上				
③	試験検査	同 上				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第71条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

4.	詳細な検討が必要な事項
No.	書類名
а	要目表
b	取水口及び放水口に関する説明書
С	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
d	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
е	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
f	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
g	原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
h	補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
i	非常用取水設備の配置を明示した図面
j	構造図
k	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
1	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
m	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書